

富山県告示第467号

保安林の指定の解除予定について

次の通り保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

令和6年12月18日

富山県知事 新 田 八 朗

1 解除予定保安林の所在場所

富山県魚津市三ヶ字煙草44の2（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を富山県庁及び魚津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

富山県告示第468号

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年12月18日

富山県知事 新 田 八 朗

1 保安林予定森林の所在場所

富山県氷見市余川字田中4686、4847、4849、4848の2、字西山73の1、73の2、柿谷字北69の1、99、100の2、谷屋字面切4の1、字谷内3489、3490

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び氷見市役所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第469号

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年12月18日

富山県知事 新 田 八 朗

1 保安林予定森林の所在場所

富山県富山市八尾町切詰字倉ヶ谷5の1、5の20、5の53から5の58まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県庁及び富山市役所

令和6年12月18日

富山県知事 新 田 八 朗

都市計画の種類及び名称

(種類) 富山高岡広域都市計画公園

(名称) 2・2・215号 東石金町公園

